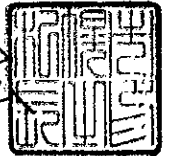


札幌市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月 11 日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第 94 号

札幌市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

札幌市自転車等の放置の防止に関する条例（平成7年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第13条中「前条第3項」を「同条第3項」に、「各号の」を「各号に掲げる」に改め、「それぞれ」を削り、「掲げる」を「定める」に改め、同条第1号中「2,000円」を「3,000円」に改め、同条第2号中「4,000円」を「5,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の規定は、この条例の施行の日以後に撤去した札幌市自転車等の放置の防止に関する条例第2条第3号に規定する自転車等に関し徴収する費用について適用し、同日前に撤去した同号に規定する自転車等に関し徴収する費用については、なお従前の例による。